

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	令和元年 12 月 17 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 4 時 27 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、高橋（龍）副委員長、丸山・高橋（克幸）・須貝・山田各委員		
説明員	生活環境・医療保険・福祉・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋克幸委員、須貝委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）管理課長

北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について報告いたします。

初めに、令和元年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第 2 回定例会が 10 月 21 日に開催され、議案として、令和元年度一般会計補正予算、平成 30 年度一般会計歳入歳出決算認定、職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案及び監査委員の選任についてが上程され、いずれも可決、認定及び同意されました。

まず、令和元年度一般会計補正予算につきましては、平成 30 年度決算に伴う市町村負担金の精算金を北しりべし廃棄物処理広域連合運営資金基金へ積み立てるため、歳入歳出とも 4,402 万 7,000 円を増額したものであります。

次に、平成 30 年度一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入合計 18 億 2,592 万 9,224 円に対して、歳出合計 17 億 8,190 万 1,737 円で、歳入歳出差引額 4,402 万 7,487 円を全額翌年度に繰り越したものであります。

次に、職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る規定の改正を行うとともに所要の改正を行うものであります。

次に、監査委員の選任については、8 月 9 日に任期満了となる現監査委員を引き続き選任するものであります。

次に、広域連合事務局長の報告事項であります。ごみ処理施設の運転状況について、30 年度及び今年度の 4 月から 8 月までの実績の報告がございました。

まず、30 年度実績についてですが、配付しました資料 1、平成 30 年度処理施設の運転状況等に係る関係資料の 1 ページをごらんください。

ごみ焼却施設につきましては、搬入量が 3 万 8,483 トンで、前年度と比較して 3.0%の減。焼却量は 3 万 8,325 トンで、5.6%の減となっております。

次に、2 ページのリサイクルプラザにつきましては、搬入量は、不燃ごみが 2,613 トン、粗大ごみが 2,373 トン、資源物が 3,319 トンであり、前年度と比較し、不燃ごみが 2.0%の増、粗大ごみは 9.6%の増、資源物は 0.1%の減となっております。

次に、3 ページ目から 5 ページ目までの環境監視項目につきましては、排ガス、排水など、全ての項目について管理値を満たしております。

次に、今年度の 4 月から 8 月までについてですが、配付しました資料 2、平成 31 年度処理施設の運転状況等に係る関係資料の 1 ページをごらんください。

ごみ焼却施設につきましては、搬入量が 1 万 6,510 トンで、前年度同期と比較して 3.1%の減。焼却量は 1 万 6,628 トンで、4.0%の減となっております。

次に、2 ページのリサイクルプラザにつきましては、搬入量は、不燃ごみが 1,194 トン、粗大ごみが 1,088 トン、資源物が 1,432 トンで、前年同期と比較しますと、不燃ごみは 1.9%減、粗大ごみは 4.0%減、資源物は 1.2%増となっております。

次に、3 ページから 4 ページまでの環境監視項目につきましては、排ガス、排水など、全ての項目において管理値を満たしております。

続きまして、現運営委託業務の検証・評価について報告がありました。

現在の運営、維持管理契約が終了する令和 4 年度以降の体制を検討するため、現在業務を受託している H i t z 環境サービス株式会社の契約履行状況等の検証及び評価を実施しており、現在、分析作業を進めているとのことでもございました。

次に、長寿命化総合計画策定業務について、北しりべし広域クリーンセンターの延命化を目的として、令和 4 年度以降に基幹的設備改良工事を予定しており、この工事を計画的に実施するため、長寿命化総合計画の策定作業を行っており、現在は更新すべき機器設備の精査を進めているとのことでもあります。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

第 2 回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について報告させていただきます。

お手元の資料、北海道後期高齢者医療広域連合についてをごらんください。

令和元年第 2 回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会は、令和元年 11 月 25 日に会期 1 日間で開かれ、件名及び議決結果は、1 ページ目の表のとおりとなっております。

ページをめくっていただきまして、各議案の概要について説明いたします。

まず、議案第 11 号についてですが、平成 30 年度の一般会計の決算認定についてです。歳入、歳出の総額は表のとおりとなっております。差引額の 4 億 2,987 万 9,000 円は、令和元年度において、市町村事務費負担金と国庫支出金の精算に充てられます。

次に、議案第 12 号についてですが、平成 30 年度の後期高齢者医療会計の決算認定についてです。歳入歳出の総額は、表のとおりとなっております。差引額の 244 億 681 万 1,000 円は、令和元年度において国庫支出金等の精算に充てられます。

議案第 13 号についてですが、令和元年度の一般会計補正予算につきましては、前年度決算の確定に伴い、歳入では市町村事務費負担金収入の減額、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金の増額をするほか、歳出では、国庫支出金の精算に伴う返還金の増額を行うものです。

議案第 14 号についてですが、令和元年度の後期高齢者医療会計補正予算につきましては、前年度決算の確定に伴い、歳入では、療養給付費負担金及び後期高齢者交付金を減額し、前年度繰越金を増額するほか、歳出では国庫支出金などの精算に伴う返還金の増額をするとともに、平成 30 年度の剰余金を運営安定化基金に積み立てるものでもございます。

○委員長

「小樽市地域福祉計画策定の進捗状況について」

○（福祉）主幹

小樽市地域福祉計画策定の進捗状況について報告します。

今年度から 2 カ年の期間で策定するこの計画ですが、今年度の取り組みとしまして、まず学識経験者や公募市民等で構成する策定委員会を立ち上げました。

道内他都市において、計画策定に携わっている北星学園大学岡田教授から地域福祉計画とはどういうものかを御説明いただき、まず委員の皆様で共通認識を持った後、愛称を「たるたる支え愛ぷらん」と決め、アンケート調査票の内容などについて御議論いただいております。

アンケートにつきましては、18 歳以上の市民 2,000 名を対象として 9 月に郵送方式で実施しており、回収率は 34.2%となっております。

速報版ということで、単純集計した結果を配付させていただきましたが、これに地域課題を把握するための自由記述の回答を整理しているところで、今後、報告書の形にまとめることを予定しております。

11 月 7 日は地域福祉セミナーを開催し、日本医療大学大内氏より「地域福祉計画とは？」のテーマで住民参加の重要性などについて御講演いただきました。

続きまして、令和 2 年度の取り組み予定ですが、住民懇談会等を実施し、丁寧に地域のニーズを把握していきたいと考えております。

スケジュールとしましては、令和 2 年第 4 回定例会で素案報告、パブリックコメントを実施し、令和 2 年度末の策定を予定しております。

なお、計画策定の進捗状況につきましては、今後も厚生常任委員会で委員の皆様様に報告をさせていただきます。

○委員長

「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントの実施について」

○（福祉）こども育成課長

それでは、第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントの実施につきまして説明させていただきます。

今回配付いたしました資料の計画の案につきましては、去る 10 月 23 日付で計画素案の中間報告といたしまして、委員の皆様にも資料配付をさせていただいたものから、各事業の実施状況についての記載内容において、時点修正や若干の文言整理を行いました。計画内容には影響を及ぼすものではないと考えております。

それでは、計画案の概要につきまして、改めて説明させていただきます。

このたびの計画策定につきましては、平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度のもとで、子供の保育や子育て支援事業の提供体制の確保などに関する 5 年を 1 期とする市町村計画の策定が義務づけられておりまして、第一期計画に引き続き、令和 2 年度から 6 年度の 5 年間の計画期間とする第二期の計画を策定するものであります。

本市の第二期計画案の策定に当たりましては、平成 30 年 11 月に実施いたしました就学前児童などの保護者を対象としたニーズ調査の結果や、第一期計画期間における各事業の実施状況とその評価などを踏まえ、小樽市子ども・子育て会議や庁内の会議などで御意見等をいただきながら進めてきたところであります。

次に、この第二期計画案におきまして、第一期計画と比較した特徴的な主な項目について、お手元の計画案をごらんいただきながら説明させていただきます。

まず、計画案の第 4 部、計画案の 17 ページからになりますが、こちらでは、第一期計画の評価について掲載しておりまして、これまでの実績の振り返りや市の取り組み状況、今後の課題や取り組みの方向性について整理いたしました。

また、計画案の 27 ページからになりますけれども、こちらは第 5 部としまして、第二期の事業計画としておりますが、保育や子育て支援の各事業についての需要量の見込みや定員などのサービスの提供体制について、今後の児童数の推計や第一期での実績と評価などを踏まえ見直しを行いました。

そのほか、46 ページ以降になりますが、幼児教育・保育の無償化に伴う新たな給付制度の円滑な実施や、国の新・放課後子ども総合プランを踏まえた取り組みのほか、子どもの貧困対策などに係る本市の基本的な方針について新たに記載したところでございます。

以上が第一期計画と比較しました際の特徴的な主な点でございます。

最後に、この計画案の取り扱いに関するスケジュールについてであります。既に 12 月 9 日からパブリックコメントによる意見募集を始めておりまして、期間は来年 1 月 7 日までの 30 日間としております。その後、意見の提出があった場合の考え方の整理などをしながら、子ども・子育て会議などでの協議を経て、来年 3 月までに最終的な計画案を確定させまして、令和 2 年 4 月からの第二期計画の施行を予定しております。

○委員長

「新小樽市立病院改革プラン評価報告書について」

○（病院）経営企画課長

新小樽市立病院改革プラン評価報告書【平成 30 年度】について報告いたします。

本評価報告書は、新小樽市立病院改革プランにおいて、外部委員を含む評価委員会を設置し、毎年度の決算とあわせて、本プランの取り組み状況の点検、評価、公表を行うとしているもので、初年度の評価となった昨年度に引き続き平成 30 年度の評価について、今年度は 3 回の委員会を開催し、去る 11 月 5 日に、評価委員会委員長より、小樽市病院事業管理者へ本報告書が手交されたものであります。

それでは、今回の評価報告書の概要を説明いたします。

1 ページは、目次のほか、3 回の委員会の開催日や配付資料名を記載してございます。

2 ページは、本報告の目的と評価の方法を記載してございます。

3 ページから 10 ページが項目別評価となっており、11 ページから 12 ページが今後実現すべき課題として、委員会からの提言となっております。

また、次ページ以降には、委員会資料を添付しております。

今回の評価報告書において、項目別評価では、8 項目に対して総合評価をいただき、評価としては A から E までの 5 段階評価のうち、評価 B の「目標はおおむね達成した」が 6 項目、評価 C の「目標に向けて取り組んでいるが、目標は達成できていない」が 2 項目となっており、評価 A の「目標を十分達成した」、評価 D の「目標達成と大きく乖離している」、評価 E の「取り組みがなされていない」はありませんでした。昨年度の評価と比較して、評価が上がった項目は 1 項目で、評価が下がった項目は 3 項目となりました。

病院局といたしましては、評価内容や各提言等について、引き続き病院内各関係部門が協力し、できる限りの取り組みを行い、改革プランの実現に向け努力してまいりたいと考えております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○須貝委員

それでは、私から 2 点質問をさせていただきます。

◎病児保育について

まずは 1 点目、病児保育に関してお聞きします。

今もこども育成課長から子ども・子育て支援事業計画（案）の説明がありましたけれども、この病児保育に関しては、本年 10 月から、いなほ幼稚園の併設施設としてたつのこルームが開設したことは、私は非常に大きく評価しております。これは、必ず子育て世代の方々にお役に立てるものであると強く思っているところであります。

それで、お聞きしたいのですが、始まってから 2 カ月半が過ぎまして、事前登録の状況、それから利用者についてお示してください。

○（福祉）こども育成課長

ただいま御質問のありました病児保育の事前登録の数でございますが、昨日 12 月 16 日現在で、登録児童数といましては 50 名おります。

それから、現在の利用状況ですけれども、10 月 7 日から事業を始めておりますが、利用はまだ 0 名ということでございます。

○須貝委員

0名なのですね。ただ、50名事前登録していただいておりますので、この方々が、もし子供が病気になった場合は利用されることが想定されると思うのですが、鳴り物入りで私も大きく期待して、市民の方にすごく需要があると思っていたのに、今のところ2カ月半でゼロということで、やはり今2カ月半たって課題があるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

利用が多ければいいのか悪いのかというのはさておきまして、現在利用がまだ0名ということ踏まえまして、果たして利用対象となる子供のいる世帯に、きちんとこの事業が周知されているのか、それから、周知されていたとしても、利用に結びつかない何か利用者側の理由だとか言い分があるのかどうか、そういった利用者側の思いですとか考えを探って事業を検証していくということが目下の課題かというふうに考えております。

○須貝委員

多分周知の方法と、それから利用者の方の思いだと私も思います。

それでは、それを踏まえて今後どのように取り組むかということをお聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

現在50名の子供の登録があるわけですが、そういった登録をいただいている方を含めまして、この事業の利用対象となる世帯に、この病児保育事業の認知度ですとか、この制度の設計上の問題点などを聞くためのアンケートなどを実施したいと考えております。

そこでもし、制度設計上の問題点が何か浮き彫りになりましたら、次年度に向けて改善策を検討しながら、より利用しやすい事業にしていきたいというふうに考えております。

○須貝委員

まずはこのたつのこルームを利用していただいて、できればその方々に利用した感想を、SNSを通じてが一番ありがたいのですが、多く発信していただく。それから場合によっては、母親方が集まるような機会、例えば、今であれば幼稚園などのクリスマスパーティーですとか、いろいろなものがあると思うのですけれども、そういう行事にもし可能であれば積極的に顔を出す機会をつくって、こういったものがあるのですよということをお知らせするというのも、一つの手かと思っています。

ぜひまたそういうことも含めて、とにかくすばらしい事業ですので、ぜひこれを実のあるものにしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎小樽市立病院について

では次に、小樽市立病院についてお聞きします。

私も第2回定例会の当常任委員会で、小樽市立病院の経営に関して質問させていただきました。その後、きょう説明がありましたけれども、私は7月8日、8月8日、9月30日と、この新小樽市立病院改革プランの評価委員会に参加させていただいて、取り組みを確認させていただきました。それで、それらを経て、私はきょうこのプランに関しては質問しませんが、各科の医師方も非常に真剣に取り組んでいただいていると思っています。出されたプランに関して、まずは粛々と実行していただくということが一番であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それで、実は、これに関連するのですけれども、外来数をふやすという事が一つ命題にもあるのですが、ここで、厚生労働省が2020年度から400床以上の病院で、紹介状なしで病院を受診した患者に初診料で5,000円、再診で2,500円徴収するというふうの方針を固めたという報道がなされました。この制度がもしもこの小樽市立病院に適用されると、外来数に少なからず影響が出るのではないかと予測はされるのですが、この件に関して現状と見解をお示しく下さい。

○（病院）事務部次長

外来への影響についてでございますが、現在は厚生労働省の示している要件というのが、特定機能病院と許可病床、今見直しの 200 床以上の地域医療支援病院という形で示されておりますので、現在は、当院は地域医療支援病院ではないので、この部分では対象にはなっていないので影響は出ませんけれども、仮にこれに該当するような形になってきた場合には、当然のことながら初診料を上乗せで患者からいただく形になりますので、当然外来患者の足が遠のくことが予想されるところです。

○須貝委員

今お話しいただいたとおり、道内で 15 病院であると。それから 200 床から 400 床ということで、病院名も幾つか報道には出ていますけれども、ここには小樽市立病院は入っていないのですが、昨日の読売新聞で、追加で、政府の意向ということで、やはり患者負担の病院の数をさらにふやしたいという報道が出ていました。これらを踏まえて、これは多分、日本医師会の思惑といたしますか、そんなものも絡んでくると推測されているのですけれども、国の動向にしっかりアンテナを張って、2 段構えで戦略を構えていかないと、これが導入されると小樽市立病院の外来数に大きく影響することが予想されますので、ぜひそれをお願いしたいということで質問させていただきました。

最後にもしよければ、それに対する見解をいただければと思います。

○（病院）事務部長

今の委員からのお話ですけれども、確かにそのとおりだと思います。現在では、選定療養費の導入は、一応特定機能病院と、今のままですと恐らく 200 床以上の地域医療支援病院になるのだろうと思っています。

ただ、読売新聞では、この金額も初診が 5,000 円以上、再診が 2,500 円以上ということですが、これもまた 1,000 円から 2,000 円負担をふやすような国の動きもございますので、その辺は今後また、来年度の診療報酬改定に向けて、国の動向を注視してしっかり対応していきたいと、そのように考えております。

○須貝委員

どうぞよろしく願いいたします。

○山田委員

◎新小樽市立病院改革プラン評価報告書について

それでは、私からも病院についてお伺いします。

9 月 30 日の新小樽市立病院改革プラン評価委員会には出席させていただきましたが、今回この評価報告書を見て思ったのですが、この 11 ページに「地域医療支援病院」として、最初に、紹介率や逆紹介率について 60%の目標ですが 40%に近づきつつも、ということで一層の努力を期待するとあります。これについて、60%にするための御努力は何をされているのか。

それと 12 ページ「4. 病床休床について」ですが、病床休床について、なまじこの看護師の充当に対する検討ですが、従来のやり方よりも、例えばインターンシップだとか、ほかのそういう資格を持っている人の導入だとか、そういうものも考えに入れてほしいと考えています。その 2 点について御意見を聞かせてください。

○（病院）地域医療連携室主幹

今御質問いただいた中の紹介率を上げる取り組みについて説明いたします。

地域の医療機関との連携を強化するために、院外の営業活動に取り組んでいまして、医療機関訪問ですとか、医師の着任時には、地域の医療機関を訪問して連携を密にするというような取り組みをしているほか、地域の医療機関からの紹介患者については断らない、一度は受けるということで院内の方針にもしていまして、取り組んでございます。

○（病院）経営企画課長

2点目、看護師の確保についてお話がございましたが、委員からインターンシップ云々という言葉もありましたけれども、看護師は国家資格ということで、その確保は、当院以外にも皆さん、どの病院も苦勞しているという事を聞くのですが、当院といたしましては、確保に向けて看護師の採用試験を6月から毎月実施している状況でございます。

そのやり方としましても、採用年齢の引き上げですとか、新卒者の採用以外にも経験者の年度途中の採用、こういったものもやってございます。あと、看護師の今後の業務軽減といった部分で看護師、今いる人間のフォローといたしますか、そういったものもございますので、看護師、看護助手の確保、こういった部分も含めて看護部門を担ってもらう方々を確保していきたい、そのような形で考えてございます。

○山田委員

今、看護師の採用についていろいろお聞きしました。その中で、やはり看護師の仕事というのは本当に激務だと私も思っております。そういった意味では、待遇の改善か何かで策はありませんか。もしあればお聞かせください。

○（病院）経営企画課長

待遇改善というのは少し難しいです。我々も同じ病院の職員ですが、地方公務員という中で給与等は条例で決まっているというところですので、その辺は少し難しいものと考えてございます。

○山田委員

今あらあら、待遇の改善と言いましたが、特に看護師の方々は、職員間の、こう言ったら悪いですけども、やはりいろいろなあつれきだとか、そういうものがあって退職される方も多いと聞いております。そういった点も気をつけてぜひ看護師の採用には十分気を使って採用していただければと思います。

◎防犯カメラの設置について

2番目の質問ですが、防犯カメラについてお聞きしてまいります。

今回、私ごとですが、この防犯カメラに関連して市民の方からいろいろと御相談がありました。相談の内容としては、ある方がストーカー行為をされていて、その防止または証拠を残すために監視カメラ、防犯カメラを公の場、人が通る公道だとか、そういうところにつけられないかというもので、今回、市の関係部署に聞いたら、本市にはそういう防犯カメラを設置する基準やガイドラインはないということでありました。

ただ、その方からは、電柱や電信柱につけられないかと再三質問があったところです。

そこでお聞きしますが、全道はまた後から聞きますが、全国の防犯カメラの設置基準、要綱やガイドラインはどれだけあるのか、内容についてもわかる範囲でお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

今、全国でというお話でしたが、私が把握している範囲でお答えいたします。

全国の自治体での策定状況についてですけれども、政令指定都市 20 市のうち 19 市が制定されていることを確認しております。政令指定都市以外についてはまだ把握していないところでもあります。

あと、特異な施設に関してですが、学校、図書館、病院で設置しているということをお聞きしております。

○山田委員

道外では、青森から始まって沖縄まで、私が調べた範囲では約 50 カ所つけていらっしゃるということをインターネットでも調べました。その中には、特異な部分と今言われたように、船橋市立医療センターが約 1 億 5,000 万円の費用をかけて、750 台の防犯カメラをつけたという事例も拝見しております。

それでは、道内の主要都市で構いません。道内の状況をお聞かせ願います。

○（生活環境）生活安全課長

今、道内の話が出ましたけれども、道内で私の知っている導入状況につきましては、主要都市でいけば 5 市につ

いて、ガイドライン、要綱を策定していることを確認しております。

○山田委員

道内の部分は詳しく、どこの市がということで聞かせてもらえますか。

○（生活環境）生活安全課長

今の5市ですが、挙げますと、札幌市、函館市、帯広市、旭川市の4市がガイドラインを制定しております。もう一つ、江別市については要綱で基準を定めております。

○山田委員

私が調べたところでも、そういう主な市で作成されていると聞いています。また、防犯カメラを設置していますが、例えばそういうガイドラインや要綱を決めないで岩見沢市が平成25年10月16日に整備されたということも聞いております。

それでは、まずこの自治体がつくっている要綱やガイドラインの目的について聞かせていただけますか。

○（生活環境）生活安全課長

目的についてですが、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護と調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するためと聞いております。

なお、防犯カメラについては、犯罪防止を目的として、不特定かつ多数の人が利用する特定の場所に継続して設置される画像を記録する装置を備えたことを言います。

○山田委員

本当にそういう公の場所ではなくて、通常の道路だとか、そういうところを通るときに、我々の身近なところではコンビニエンスストアだとか、よくスーパーマーケットの外、駐輪場だとか、そういうところを照らしていると思います。また、北海道警察では、道路交通の要所、信号機などにカメラを設置しているとも聞いています。

ただ、ことし7月に函館市、10月に旭川市が策定したのですが、その目的や必要性をわかる範囲で、どうしてこの時期にされたのかをお聞かせ願いますか。

○（生活環境）生活安全課長

今、委員から質問がありました函館市と旭川市がなぜこの時期というのは、私も確認をとっていないので、今把握しておりませんので、後で確認してお答えしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○山田委員

これについては、私の推測を言ってもしょうがないので、こういう全国的な取りつけが結構あるのです。例えば平成16年東京から始まって、大阪、京都、福岡だとか沖縄だとか、結構毎年一、二件ずつこういう取り組みがなされています。私が調べた結果は後から報告しますが、そういったもので、やはり目的としては防犯が一番重要かと思っていますのです。

それで、例えば19年3月に札幌市の防犯カメラの設置運用状況に関する調査が行われています。この調査の内容、例えば事業所の数や内容、それから地域の犯罪に関する意識、地域の防犯活動、防犯カメラに対する認識、この3点についてどのように札幌市は捉えているのか、お聞かせ願いますか。

○（生活環境）生活安全課長

一部、私が把握している範囲だけでいきますが、平成19年3月の防犯カメラの設置運用状況に関する調査ですけれども、調査した事業所の数が全部で1,600、そのうち回収できたのが544であります。その内容につきましては、防犯カメラの設置をしているのが全体の3分の2の67.3%ということになっております。

○山田委員

そのほか3点、市民アンケートの部分で聞いたのですが、例えば「I 地域の犯罪に関する意識について」は、その当時、平成17年には犯罪が過去5年間で最少だった、それから不安を感じるかや防犯対策がよくなされていた、

それから「Ⅱ 地域の防犯活動について」、地域の連帯感が生まれた、防犯意識、そういうものに注意した、防犯活動への参加状況や課題もあるのだらうと、そういうことも言われています。そして最後の「Ⅲ 防犯カメラについて」、いろいろな店についていると思いますけれども、防犯カメラの増加や防犯カメラへの不安感、防犯カメラの必要性について市民が認識したということで、そういう結果にはならなかったのでしょうか。どうですか、意見を聞きます。

○（生活環境）生活安全課長

申しわけございません、私の聞き間違いかもしれません。

あと、平成 19 年 3 月は事業所に調査したもので、今、委員がおっしゃられたのが 18 年 8 月の市民アンケートのものだと思うのですが、その中で、地域の犯罪に関する意識で、札幌市の犯罪の減少傾向の認知度について、減少傾向にあるかどうかということを知らないが 90.5%、犯罪に遭遇する不安は「どちらかといえば感じている」「強く感じている」が 72.9%。そして、防犯対策として戸締まりや鍵かけなどの対策が 92.1%、あと新聞やニュースでの身近な犯罪状況に気を配っているが 71.1%です。地域の防犯活動に関しまして、御近所とは挨拶程度で余り連帯感がないが 53.8%、あと防犯意識については、防犯活動は行っていないが、防犯意識は高いが 26.5%、あと参加状況で防犯活動について、「ほとんど参加していない」が全部で 87.2%になっております。

最後に、防犯カメラについてですが、若干ふえている・かなりふえていると思うが 64.1%、防犯カメラについて、不安感がない・余りないが 70.8%、あと防犯カメラの必要性についてはプライバシーの問題を配慮した上で必要あるいは必要と思うという回答が全部で 95.2%となっております。

○山田委員

本当は、そういう意識がだんだんついてきたということで、この平成 18 年の調査結果からは出ています。では、次に 28 年に札幌市が行った防犯カメラの設置運用状況に関する調査、以前の 18 年から 10 年たった後、またもう一回札幌市が調査しているのです。その調査の設置状況、内容の表示や管理基準、取扱要綱を聞かせた上、市民からはどのような意見が出ているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

今度は、平成 28 年の防犯カメラの設置運用状況調査についてですけれども、まず防犯カメラの設置状況、また 1,600 事業所に調査したところ、590 事業所から回収がありました。そのうち、防犯カメラの設置状況ですが、前回の 10 年前が 67.3%設置だったのですが、10 年後の 28 年については、72.0%の設置になっており、ほかに、今後も防犯カメラの設置予定があると回答した事業所は 3.1%ありました。

あと、防犯カメラを設置しているという表示につきましては、全部で 68%が防犯カメラを設置しているということを表示しているということになっています。

あと、その防犯カメラを設置している中で、管理基準や取扱要綱を定めているか定めていないかですけれども、「定めている」という事業所が全体の 42.8%、逆に「定めていない」が 54.3%でありました。

あと、最後に市民からの意見ですが、こちらは事業所の意見ですが、全部で 108 ありました。その中で多いものですが、「ガイドラインの周知が必要」が 11 票、「ガイドライン設置に肯定」が 9 票、あと、「防犯カメラ設置費用の問題」が 9 票という事業者の意見がありました。

○山田委員

今あらあら、札幌市の 2 度の調査、また市民アンケートの結果を報告していただきました。今この世の中で、やはりそういう予防のために防犯カメラを使うというのがよく私はわかったと思います。そういった意味では、ある程度、ドライブレコーダーもそうだし、コンビニエンスストアだとか、そういうものも含めて、このような防犯意識が高まってふえてきたかと私は思っております。

そういった意味では、最初に戻りますが、ストーカー行為をされて、つきまとわれないようにするための、防犯

カメラの設置に関する、このような本市のガイドラインは早急につくるべきだと思っております。そういった意味では、お手本となるようなものがこの世に数多く、インターネット上でも載っておりますので、早急な作成をお願いしたいと思います。

また、これに関しては地域福祉課、生活安全課、そういうところではなく、全庁的に職員の方々からも、これについてはどう考えます、これについてこのような方向がいいのではないかとこの検討会議も私は必要かと思っております。そのことを含めて、最後に見解を聞いて質問は終わりたいと思っております。

○生活環境部長

いろいろ防犯カメラの関係で御質問いただきました。

最近のニュース等を見ますと、犯罪の防止であったり、犯人の検挙に防犯カメラが非常に役立っているというのは、皆さん目にしているところかと思うのですが、特に公共の施設にカメラを設置するということにつきましては、プライバシーの問題とかそういった懸念もございますので、カメラの適切な運用、後押し、あとは市民の不安解消、そういったもののためにもガイドラインは有効であると、私どもも思っております。

ただ、一方で札幌市が行った、先ほど委員からお話がありました調査によりますと、平成 20 年 1 月に札幌市でガイドラインを定めて、その後、29 年 2 月にアンケート調査を実施した結果、事業者ではあるのですが、アンケート結果では、札幌市のガイドラインを「知らない」という回答が 85.3%にも至っているということも、そういった実態もございますので、私どもとしては、事業者ですとかこれから、事業者はつけているところが多いと思うのですが、町会ですとか一般家庭に広がっていくことと思っておりますので、そういったもののカメラを設置する場合の適切な運用をするための、市としてのガイドラインをつくってくれという声が、要望が多ければ私どもも考えていく必要があるというふうには考えてございます。

そういった意味でも、アンケート方式がいいのかどうか、何らかの形でニーズ把握が必要と思っておりますので、今後他都市の導入状況なども把握しながら、あわせて見きわめて判断していきたいというふうに思っているところでございます。

○山田委員

ぜひよろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ焼却施設について

それでは初めに、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ焼却施設について何点か伺います。

先ほど報告いただきましたけれども、焼却施設については、建設当初から議員としてかかわっていたこともありまして、非常に気になっているところであります。

まず確認ですが、いつから供用開始になったのか、今年何年目なのかお示してください。

○（生活環境）管理課長

当該焼却施設、北しりべし広域クリーンセンターにつきましては、平成 19 年 3 月に竣工し、4 月から供用開始となっておりますので、本年度で供用開始後 13 年経過してございます。

○高橋（克幸）委員

燃焼方式については、当時議会でもいろいろ議論いたしました。一番安定的なストーカ炉を選んだということで、私も評価をしているわけですが、議会で視察へ行ったときに、新しい方式でガス化方式などいろいろなもの

を見てきましたが、やはり故障が多かったというのが印象です。そういう意味では、13 年間そんなに大きな故障もなく来られたというのは、そういう実績かと思っています。

このストーカ炉について、平均的な耐用年数といいますか、寿命といいますか、それはどの程度と考えておりますか。

○（生活環境）管理課長

一般的にストーカ炉の耐用年数は、15 年から 20 年と言われてっていると聞いております。

○高橋（克幸）委員

私も確認しましたら大体 20 年前後という年数が多かったように思います。

それで、国では平成 25 年度あたりから長寿命化という考え方が主流になってきて、ごみ焼却施設も当然その範疇に入るだろうというふうに思っているわけです。

先ほどもお話がありましたけれども、長寿命化、延命化といいますか、その計画をこれからつくるというお話で、令和 4 年度から改良工事を始めるということでしたけれども、今わかっている範囲でいいですが、まずは 4 年度までの大まかなスケジュール、いつまでに基本設計をやって、実施設計をやって、入札をするというような、もし決まっている予定があればお示しください。

○（生活環境）管理課長

まだ具体的なスケジュールについては決まっていないということで伺っておりますが、現在 13 年たって、適切に維持管理を行っておりますので、運用状況については全く問題なく今運用をしておりますけれども、やはり施設全体の傷みがきているというところで、令和 4 年度から、どの施設をどの程度改修するかという、今、その精査を行っているということで、今年度中にその辺を固めて、来年度、具体的な入札なりに入っていくというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

大きく分けると、構造本体、建物本体、それから各燃焼機器だとかいろいろな機器があるわけですが、大きく分けるとその二つになるだろうというふうに思われます。

それで、主なものとしては、この各種機器のほうになるという考え方ですか。

○（生活環境）管理課長

委員のおっしゃるとおり機器ですが、焼却炉含めて、例えばごみの貯留ピットで使っている大型のクレーンみたいなものとか、リサイクルプラザの各種破砕機とか、さまざまなたくさんの機械を有しておりますので、その全てを今精査しているということで聞いております。

○高橋（克幸）委員

これから先は聞いても余り答えが出てこないと思いますので、次回にしたいと思っておりますけれども、もう 1 点、施設運営についてです。

現在の業者で点検も含めていろいろやられていると思いますが、現状と、契約はいつまでなのかお知らせください。

○（生活環境）管理課長

まずは委託の方式ですが、長期包括契約という契約方法をとっております。これは、通常プラントの維持管理のやり方としては、例えば、焼却炉の維持管理、リサイクルプラザの維持管理、いろいろな点検をする委託内容はあるのですが、そうするとたくさんの機器を抱えておりますので、契約の数が膨大になるということで包括で、一体で焼却炉を適切に運営していただきたいということで委託契約を結んでいるところです。

これについては、平成 19 年の供用開始後 15 年間の包括契約ということで、先ほど報告いたしました H i t z 環境サービスということで、北しりべし広域クリーンセンターをつくりました日立造船の関連会社というところで、

効率よく維持管理も行っているというふうに向っております。

今回、その 15 年、今 13 年たっているのですが、15 年後の契約が切れた後、今の契約方法がいいのかということで、第三者機関に運営の状況なりを評価点検してもらっているというふうに向っております。

○高橋（克幸）委員

15 年で契約期間が終了するということですね。そうすると来年あたりから次期に向けてのさまざまな検討がスタートするといいますが、恐らく同じ業者になっていくかとは思いますが、今何か課題として考えていることはありますか。

○（生活環境）管理課長

こちらとしても、評価結果は向っておりませんのでまだ何も言えないところではありますけれども、やはり今の運用状況はうまくいっているという話も聞いておりますので、今後について、供用開始から 15 年間という期間の部分では問題はなかったのですが、今後大規模改修して何年もつかというのがまだはっきりしない中で、契約期間も含めて考えていく必要があるかと考えております。

○高橋（克幸）委員

これもまだ具体的にありませんので、また機会を改めて伺いたいと思います。

◎第二期子ども・子育て支援事業計画について

次に、第二期子ども・子育て支援事業計画関連で先ほど報告を伺いました。

計画期間が令和 2 年度から 6 年度ということで、ざっと目を通しましたが、まずは数字の話ですけれども、確認したいのは、認可保育所の公立・民間それぞれの箇所数と定員、それから合計についてお知らせください。

○（福祉）こども育成課長

認可保育所と認定こども園の保育所部分につきまして、本年 7 月 1 日現在でお答えさせていただきます。

公立保育所は 5 カ所ございます。定員の合計は 380 名でございます。民間保育所等は、22 カ所、定員合計が 1,141 名です。

公立、民間合わせた入所児童数の合計につきましては 1,360 名、その定員に対する入所率につきましては 89.4% となっております。

○高橋（克幸）委員

それで、直接の所管であります市立保育所について、さらに具体的にお聞きしますけれども、今 5 カ所ということでお聞きしました。

それで、それぞれの保育所の定員数と現在入っている児童数をお答えください。

○（福祉）こども育成課長

公立保育所 5 カ所の定員と現在の入所児童数ということで、12 月 1 日現在の入所児童数でお答えさせていただきます。

奥沢保育所は定員 75 名、入所児童数が 70 名おります。銭函保育所、定員 80 名、入所児童数が 72 名。手宮保育所、定員 85 名、入所児童数が 66 名。赤岩保育所、定員 100 名、入所児童数は 69 名。最上保育所、定員 40 名、入所児童数は 30 名となっております。

○高橋（克幸）委員

合計はわかりますか。

○（福祉）こども育成課長

5 カ所の合計を申し上げますと、定員が 380 名、入所児童数が 307 名となっております。

○高橋（克幸）委員

もう一つ数字を確認したい点が保育士の関係です。この 5 カ所の、それぞれの施設の正規職員と非正規職員それ

ぞれ合計は幾らなのかお示してください。

○（福祉）こども育成課長

公立保育所 5 カ所のそれぞれの所長と主任保育士、それから併設されている子育て支援センターに勤務する保育士を除いた現在保育業務に従事している保育士の数でお答えさせていただきます。

奥沢保育所は、17 名の保育士のうち、正規職員は 11 名、臨時職員が 2 名、嘱託員は 4 名となっております。

銭函保育所は、19 名の保育士のうち、正規職員は 11 名、臨時職員が 2 名、嘱託員は 6 名となっております。

手宮保育所は、15 名の保育士のうち、正規職員は 10 名、臨時職員は 4 名、嘱託員は 1 名となっております。

赤岩保育所は、18 名の保育士のうち、正規職員は 11 名、嘱託員は 7 名、臨時職員はおりません。

最上保育所は、7 名の保育士のうち、正規職員は 3 名、臨時職員は 2 名、嘱託員は 2 名となっております。

○高橋（克幸）委員

保育士の状況について非常にいろいろなお話を伺ってまいりました。実は、我が党として全国で幼保無償化について、全議員 3,000 名近くいるのですが、全国の調査をして、国で今議論をしているそのデータになっているわけですけれども、小樽の 5 人で手分けして官民それぞれに行かせていただきました。また、利用者の母親方のところにも行かせていただいて、いろいろな意見を伺ってきたわけです。

特に、事業者で話が必ず出るのは、保育士不足の件です。市でもそれぞれ同じ認識だと思うのです。先ほどこの計画の中で、第一期の取り組み状況を説明していただきました。なかなか保育士の数が確保できないというお話でしたけれども、この第一期についてはどのような対策をして取り組んできたのか、結果どうだったのか、概略で結構ですでお示してください。

○（福祉）こども育成課長

第一期の計画期間としましては今年度いっぱいということになりますけれども、その中で保育士不足の対策としましては、保育士資格を持ちながらも現在保育士として仕事をされていない方、いわゆる潜在保育士の掘り起こしですとか、それから、いざ職場復帰するに当たっては、例えばブランクの期間が長いとなかなか復帰しづらいということで、公立保育所での現場体験のプログラムを実施したりと取り組んでまいりました。

その成果としましては、現実のところ、現在の入所待ち児童の状況もごらんのとおりだと思うのですが、なかなか効果は上がっていないのかというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

先ほどいろいろ数字をお示しいただきましたけれども、特に赤岩保育所については、私も実際に行ってお話を伺ってきました。定員 100 名のところで現状 69 名と、赤岩保育所長も言われていましたが、保育士がいれば、ばんと 100 名受け入れるのですというお話をしていました。

それぞれの保育所で定員と現状の差が大きく分かれているわけですが、これは当然、保育士の数によって制約を受けているかと思うのですが、この保育所間で大きいばらつきがある理由は何かあるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

確たる理由というのが、今御説明できないのですが、例えばこの 5 カ所のうちで、年度当初から実は職員の欠員が生じてしまった箇所、特に赤岩保育所ですけれども、そういうところでは、当然その年度当初から募集をかけて何とか臨時職員を充てたいというふうに思っているのですが、なかなかそこに応募が来ない部分があって、特に赤岩保育所については、定員と入所児童数の乖離が大きくなったというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

次に、今後の課題と取り組みの方向性ということで、保育士の確保、これが一番メインだというふうに思っているのですが、保育士の方にも直接伺ったことがあるのですが、やはり一番大きい理由は処遇かというお話をしておりました。ある事業所で、民間ですが、園長にお話を伺いましたら、学生を受け入れるのはたくさん受け入

れてきた、実習もやってもらった。だけれども、いざ募集すると 1 件も電話が来ない。なおかつ札幌市にみんな集中するというのですね。小樽市出身の人でさえ札幌市に行くと。では、その内容は何かというと、やはり処遇であり、金額であり、待遇もあるのでしょうか、そういう差があるかというようなお話も伺ってありました。そういう面で、悪い言葉で言えば保育士の取り合いになっているわけですね。

もう一つ気になったのが、違う方もおっしゃっていましたが、保育士で再び就業したくないという厚生労働省のデータがあるのですけれども、半分なのです、50%。もうやりたくないという、そういうお話です。責任の割には、仕事の割には給料が安い、待遇が悪いというのが主な原因かと思うのですけれども、ではこれをどうしたらいいのかという話になるのですが、市としては、今後の取り組みということでいろいろ考えているかと思うのですけれども、どのように保育士確保について、具体的に何か方策があるかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

保育士不足に対する対策ですけれども、本市としてもやはり保育士が不足すれば、さらに現場でのそういった業務に対する負担感が増して、また保育士が集まらないといった悪循環に陥っているような感じになっておりますので、そこを何とか解決したいというふうを考えております。

具体的な策としましては、引き続き潜在保育士に対する雇用に向けた取り組みを進めていくほか、保育士資格を持たない、例えば保育補助員、子育て支援員などの活用を進めることも検討していきたいというふう考えております。

それから、委員もおっしゃったとおり、札幌市などの近隣の他都市でも独自の処遇改善策をどんどん打ち出してきておりますので、本市としても保育士の確保を通じて入所待ち児童の解消に向けて、公立、民間問わず対策を講じていく必要があると考えております。現在、そういったことに向けて、予算編成の中で、具体的な取り組みについては検討してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

なかなか難しいというのは理解できます。ただ、だからといって放っておくと、どんどん保育士がとられてしまいますので、考えていただきたいと思います。

もう 1 点、前にお話を伺ったことがあるのは、何年たっても正規職員になれないというお話でした。先ほど、正規職員と非正規職員の数を聞いたわけですが、100%正規職員というのは、なかなか予算上難しいのだろうとは思いますが、例えば毎年更新して、5 年連続、6 年連続やっているベテランの保育士がいたとして、それでもなかなか正規職員のチャンスがない、そういう方もいらっしゃるというふうに聞きました。

そうすると、要は将来を担保できないわけですから、結局民間に流れていってしまうという流れがあるみたいです。そうすると、何がしかの考え方を変えていかないとこの辺は埋まっていけないのだろうと思うのですけれども、その正規職員の採用の仕方というのは、中途採用の仕方というか、それもぜひ検討項目の中に入れてほしいと思うのですがいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

公立保育所の職員採用のあり方につきましては、我々所管の福祉部だけでは決められない部分もあります。ですので、その部分は今ははっきり申し上げることはできませんけれども、新年度から臨時職員・嘱託員の制度が会計年度任用職員にかわって、それぞれ期末手当や退職手当など、そういった処遇面でも今の臨時職員・嘱託員の雇用形態とは少し雇用条件が変わってくる部分もあると聞いておりますので、そういったものも注視しながら、保育士の処遇改善につながるような任用体形に向けていければいいかというふう考えております。

○高橋（克幸）委員

課長が 1 人でこうしますというふうには言えないのは重々わかっています。

例えば、単年度契約ではなくて複数年、2 年とか 3 年にするなど、先ほど言ったようにずっと実績があつて、所

長からも同僚からも信頼があって、この人にやめられたら困るという人は実績があるわけですから複数年契約にするとか、何がしかの試行でもいいのでやってみたほうが私はいいと思うのです。それで、少しでも働きやすい、もしくは不安感のないような状況でやってもらったほうが、私は定着率がいいのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、福祉部長はいかがですか。

○福祉部長

今お話のありました単年度契約ではなくて複数年も検討してはということですが、臨時職員、嘱託員ですけれども、来年度からは会計年度任用に変わるということで、こちらは単年度が原則であるということなので、その中ではなかなか複数年というのは難しいかと思っております。

ただ、先ほどもおっしゃられていますように、保育士の確保、臨時職員なり嘱託員でずっとおられる方をどうしていくかということもありますので、これについては方法があるかと思っておりますので、検討していきたいと思っております。実際、なかなか難しいかと思っておりますけれども、保育士の確保について何かいい方策はないのかということについては、これからも研究していきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

難しいのはわかった上で聞いていますので、先ほども言ったように、手をこまねいていて市の保育所だけ埋没するというわけにはいかないの、ぜひその辺はお願いしたいと思っております。

◎新小樽市立病院改革プランについて

それでは最後の質問になりますけれども、新小樽市立病院改革プランについて何点か質問をさせていただきます。先ほども説明がありましたが、個人的に、全体的には一定程度評価をしております。本当に頑張っておられると思います。特に、医師確保については病院局長が並々ならぬ思いでずっと継続してやられているということは、本当に敬意しかありません。そういう意味では、今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

それで、資料の中に平成 30 年度の医師数及び看護師数が載っているのですが、31 年 3 月で医師が 79 名ということですね。昨日も予算特別委員会で質問が出ていたかと思うのですが、各診療科において不足している医師数といいますか、あるでしょうか。

○（病院）経営企画課長

きのうの答弁と重なってしまう部分があるのですが、診療科ごとに何人必要かといった考え方は少し難しいところがございます。

ただ、医師が 1 人の診療科につきましては、複数配置になるよう頑張ってもらいたいというふうな考え方でございます。

○高橋（克幸）委員

呼吸器科の医師について、事前にお話を聞いてなるほどと思ったのですが、私が市立病院調査特別委員会の委員だったときに伺っていたお話では、呼吸器内科の医師がなかなか小樽にいらっしやらないということで、小樽協会病院に 2 名いらっしやる場所に、市立病院からわざわざ行ってもらったという経緯がありました。現在は、市立病院では何名の医師がいらっしやいますか。

○（病院）事務課長

現在、呼吸器内科の医師は 3 名おられます。

○高橋（克幸）委員

そういう面では、本当に隔世の感があります。

次に、看護師の定数について確認します。

定数の意味がよくわからないのですが、「看護部の定数」という表現になっております。339 名となっているのですが、この定数の意味をお示してください。

○（病院）経営企画課長

まず、職員定数ということで、職員の上限を定めるという中で、地方自治法では条例でこれを定めるという形になっておりまして、市の条例の中で、病院局に属する職員の定数を 575 名と規定してございます。これは総数なので、看護師だけでなく全職種ということになりますけれども、このうち看護部所属の看護師の定数は病棟、外来、手術室、透析室、ICUといった部署の合計数で、看護部が必要とする数の 339 名で運用しているという考え方でございます。

○高橋（克幸）委員

必要数ということであれば、この 3 月現在でいくとマイナス 36 名となっているわけですが、必要数に全く足りていないという意味のマイナス 36 名なのですか。

○（病院）経営企画課長

先ほど申し上げた各部署の合計数で上限として 339 名、それに対して 36 名差があるといった意味の欠員という形です。

○高橋（克幸）委員

なかなか理解できないのです。その上限数は、先ほどお話があった必要な数というふうに答弁されたので、私はそういうふうにとったのですが、上限ということは、339 名いなくても病院は運営していけるのだということですか。その数字の意味を知りたいのです。

○（病院）経営企画課長

わかりづらくて申しわけございません。定数という言葉自体が上限を意味した数という言葉で、まず一つございます。

あと、この 339 名というのは、全体が 575 名のうちの必要数という言葉を使わせていただきましたけれども、339 名いれば、上限で運用していく、この中で当然病院が 1 年間動いていく中で患者数にもよって仕事量、状況が変わっていくという部分はありますので、そういった中で、各部署を足して 339 名を超えない範囲で運用しているという状況です。確かに患者数が多くなれば、この上限ぎりぎりまでないと間に合わないだろうという部分もありますが、実際のところ年間通じて 339 名には残念ながら満たしていない部分ではございますけれども、これで病院が全く回らないでストップするかということではない、そんな形でございます。

○高橋（克幸）委員

少し聞き方が悪いのかもしれませんが、要するに定数に対してマイナスがずっと続いているわけですよ。それで、このマイナスの意味を確認したいと思っているのですが、単純に見るとこれは全然足りないのではないかというような話になってしまうわけです。だけれども、このマイナス 30 名とかマイナス 36 名の意味というのは、上限に対してのという数字と受けとめましたので、極端に言えば、先ほど言われた患者数によって変わるといえるのは理解できます。

ですから、通常であれば極端な話マイナス 20 名でも全然支障はないのだと。このマイナス 36 名というのはそういう意味ではないのだということでしょうか。そのマイナスの意味も示してほしいのです。

○（病院）事務部長

確かに今の定数というのは、あくまでも上限ということですので、当然 100%を一応基本にした数字になっています。実際稼働率が 90%ないし 90%を今切るような状況ですので、ある程度のマイナスでも運用はしていけるだろうと。

ただ、ひとえにやはり欠員が多くなりますと、1 名の看護師に対する負荷といいますか、業務量は若干多くなってきますけれども、マイナス 30 名というのはかなり多いとは思っております。ですから、やはり看護師の退職にもつながっていくかということは思っていますが、一応マイナスでも病院の運営にはある程度支障なくやっている

という状況でございます。

○高橋（克幸）委員

それで、かなり波があるわけですが、平成 30 年 5 月、6 月ではマイナス 18 名、多い月で 3 月のマイナス 36 名、倍も違うわけですね。この大きく変動があるというのは、何か理由があるのでしょうか。

○（病院）経営企画課長

これは、職員採用との関係もございませうけれども、看護師の新卒者につきましては、4 月 1 日ではなく 5 月 1 日の採用となりますので、ここで一挙に数字が減るといふか、満たすように毎年頑張っているのですが、結果としてマイナスとこの年もなっているわけですが、その後、退職者が年度途中でも発生すると減って行って、次の 5 月 1 日で新卒者が入ればどんと数字がまた変動すると、そういったサイクルでございませう。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても足りないのは事実でありますので、ぜひ採用をやっていただきたいと思ひます。

看護師の職務は大変だといふことはよくわかります。身内にもいるものですから、若い当初は夜勤もやっていたので、そういう意味では足りないときの穴埋めは本当に大変だと思ひますので、ぜひともお願いしたいと思ひます。

それでは、資料の 7 ページになりますけれども、何点かお聞きします。

7 ページの一番上に院外営業活動といふ文言がありますが、市立病院調査特別委員会をやっていた当初は、地域連携もしくは地域連携室といふのはありましたけれども、院外営業活動といふ言葉はなかったのですが、かなり営業に力を入れているといふのはわかりますけれども、これはどういふ内容なのか説明してください。

○（病院）地域医療連携室主幹

院外営業活動の内容についてでございますけれども、先ほどもお話ししましたが、地域の医療機関との連携を強化することを目的にやっております、医療機関への訪問のほか、門前薬局や歯科診療所、介護施設などを重点的に回ってございませう。

内容としましては、新任医師が着任したときの挨拶回りのほか、各診療科の PR や各種講演会の案内などを御案内しまして、地域の医療機関と顔の見える関係といふものを構築していくことに取り組んでおります。

○高橋（克幸）委員

この院外営業活動といふのは、いつから始められているのですか。

○（病院）地域医療連携室主幹

過去からやっていたわけですが、地域医療連携室に公用車を配置しまして、平成 29 年度から重点的にやっております。それまでは 30 件から 50 件程度の訪問の件数だったのですが、29 年度につきましては、500 件を超えるような医療機関訪問をこなしております。昨年度につきましては、700 件を超えるような件数になってございませう。

○高橋（克幸）委員

ぜひ頑張ってくださいと思ひます。

もう 1 点、平均在院日数の短縮といふのがあります。

病院の経営指標の中で、これは非常に大事な数字だといふのは、前から伺っていたわけですが、短縮するといふメリットがあるのか、なぜ短縮することを目標にするのかお答えください。

○（病院）診療情報管理課長

平均在院日数ですけれども、こちらは入院患者が平均して何日で退院しているかを示す数値となっております。平均在院日数の短縮のメリットといふことで、今御質問があったかと思ひますが、大きく二つございませう。

一つは、適切な治療をして、早期に退院を促すことによりまして、当院の限られた入院ベッド数をより多くの患

者に利用していただくために平均在院日数を短縮していくということが一つ。

二つ目は、入院患者の医療費の請求方法であります D P C 請求と関連がございます。D P C 請求は、1 入院当たり包括医療費支払制度となっております。入院期間が 3 段階の構成となっております。入院初期が一番医療費が高い請求となる入院期間Ⅰというもので、それから入院期間Ⅱは、全国の病院の平均入院日数と平均医療費をあらわしている部分、入院期間Ⅲはさらに低い医療費となる部分ということで、階段状の設定となっております。

改革プランにおきましては、診療単価の向上というところも求められておりますので、全国平均の入院日数であります入院期間Ⅱ以内での退院を目標といたしまして、平均在院日数を短縮する取り組みを病院を挙げて行っているところでございます。

○高橋（克幸）委員

本当は入院基本料の 7 対 1 看護の議論をしたかったのですが、今、説明いただいた日数の短縮は、一つは、要するに回転率を上げるということです。それからもう一つは、階段式になって長く入院しているほど請求できる金額が低くなるということですね。

ただ、ベッドはあいても次の患者が入らないと空床になってしまいますから、その辺のやり方がなかなか難しいのと思うのですが、この短縮を目指すことと、それからベッドを有効に使うことについては、これはかなり連携している話なのでうまく対策をしていかないとその辺は難しいかと思うのですが、現在どのような対策をとっているのかお答えください。

○（病院）診療情報管理課長

まさに、今、御指摘があったとおりということで、平均在院日数を短縮いたしますと病院の稼働率が上がりますので、患者の入院期間が短くなりまして、病床の稼働率は確かに下がることになっております。今回のこのプランの評価報告書におきましても、評価委員から稼働率を下げない工夫をするべきということで御指摘がありまして、今のところ今年度の中で稼働率を下げない工夫を病院の中の委員会を中心にいろいろ考えているところでございます。

基本的には、救急患者を積極的に受け入れていくところと、病床の稼働率を下げないように適切に患者を入院させていくということになっておりますので、そこに関しての課題もこれからまだあると思っておりますけれども、考えていっているというところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 33 分

再開 午後 2 時 48 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎小樽市立病院の職員定数について

まず、ふれあいパスと幼保無償化について質問しようと思っていたのですが、先ほどの議論の中で確認したい部分がございます。大変申しわけないのですが、病院局にお聞きしたい部分があります。

定数の話だったのですけれども、これが上限であるということは答弁でわかりました。この定数は算出根拠といえますか、算出法として、何によって設定されていて、これを超えてはいけないのかという点。もう一つ逆に下限というのはないのかということをお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

○（病院）経営企画課長

まず先に、上限下限のお話ですけれども、定数のそもそもの考え方が上限を定数で定めるといった地方自治法の規定でございますので、それを超えてはならないというところで下限の設定はないです。病院局全体で条例の中では575名という中で、全体ですから、先ほど言った看護師のある部署のトータルとしては339名ということですので、この中の上限はあり得ると思います。

ただ、全体で例えば我々事務職員ですとか、ほかの職種、医局とかありますので、そういったトータルは条例の数字は超えられない。病棟ごとで患者数、病棟数がいろいろありますので、そういったトータルから、統合時に二つの病院が一つになったわけですが、ある程度の稼働率があつて、患者数があつて、そうするとこのぐらいの看護師が必要だろうというところで設定したのがこの339名ですけれども、平成29年度は本当に稼働率は高かったです。稼働率は変動していきますので、そういった部分からいきますと、先ほど御議論いただいたのですが、マイナスだったら稼働しないかと、病院がとまってしまうかという議論ではなくて、その中では、今、患者には心配なく稼働させて動いていくという形ですけれども、下限を設けているということではないので、あくまでもその業務量と全体の中でトータルの数は超えられないという中で、全体を見ながらそういった職種ごとにいろいろ積み上げていくという中のこの看護師のある部門の中では、こういった数字が上限となつて、それを超えない範囲で運用をしていますよというところで現状ではマイナスという数字は年間を通じてありますけれども、稼働には心配ない、そういった状況でございます。

○高橋（龍）委員

ただ、今病院が回っているということはお示しはいただいたものの、これまでの議論経過の中で、予算特別委員会だったかと思えますけれども、看護師の有給休暇の取得日数が3カ年の中でたしか最初12.2日だったものが今8.4日になってしまっているということで、若干その現場の負担増というのはあるのかとは思っておりますので、できる限り、もちろんほかのところも同様に、病院も同様に看護師不足が叫ばれていますので、簡単にはいかないと思えますけれども少しでも環境改善に努めていただきたいと思えます。

◎ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスに関する質問に移ります。

先日行われました2回目のふれあいパス勉強会ですが、これにも参加させていただきました。さらに理解を深めることができまして大変参考になったのですけれども、制度に係る課題であるとか知識、こういったものの意識を共有していくことが重要だと感じました。制度の見直しに当たっては、財政状況であるとか市の負担のみを見るのではなくて、継続性ということも考えるのであればバス事業者の負担というのも含めた三者間のバランスが肝要であると思っています。

その上で、市からの一方的な提案を待つのではなくて、私も議員として今後現制度がよりよいものになるように積極的に意見または要望を提案していきたいと思っております。さまざまな視点で捉えられるよう一層の理解の深化に努めてまいりたいと思っております。

そこでお聞きするのですが、先日行っていただいたような勉強会というのは、原課として今後また予定をされていますでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

今後も随時続けていく考えでおります。

○高橋（龍）委員

随時行うということでお答えいただきました。

この間の第2回のテーマといいますか、内容としては、事業の変遷、見直しまでの経緯、調査報告等ということで御説明をいただきました。

この次、3回目の勉強会を行うときにどのような内容を考えていますでしょうか。もし、現時点でお考えがあればお聞きしたいのですが、いかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

まだはっきり決めていませんけれども、前は事業費を圧縮する場合の方法を何パターンか説明しましたので、今回はそれぞれのやり方をした場合にどれぐらいの事業費になるのかという試算の金額のほか、他都市の事業内容との比較、あと対キロ区間運賃の金額について意見交換を考えております。

○高橋（龍）委員

今お答えいただいた中に、事業費の試算の金額ということが示されました。

試算の金額というのは、より現実的な実態に即した形での試算の金額と捉えてよろしいのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

算出のもとになるデータは平成26年度のものになりますので、あくまでつかみの数字、目安ということで、押さえていただきたいと思います。

○高橋（龍）委員

あくまで試算ということで、一定の方向性を決めるためのものであるというふうに理解をいたしました。

それでは次に、バス事業者の運賃にかかわっての質問です。

先月末にバス運賃の20円の値上げ、つまり現行の220円から240円になるということが公表されました。これは、新年度予算を算出していく段においてもかかわる話だというふうに認識をしています。これから財政ヒアリングであるとか、その後の市長ヒアリングなど段階を経て予算編成という作業が行われていく時期です。

もし、現時点でその方向性といいますか、お考えがあればお示しいただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○（福祉）地域福祉課長

現在検討中の見直し案にもかかわることですので、この20円をどうするかも含めて考える必要があります。ただ、現時点で結論は出ていませんけれども、20円の負担というのは利用者にとってはやはり非常に大きいものという認識はあります。

○高橋（龍）委員

確かに一度の精算だけということではなくて、累積していくとやはり利用者に対しての負担20円であっても負担は大きいとも考えます。時間的な制約がある中で、早急かつ正確性の高い判断をと考えると非常に難しいものとは思いますが。

参考までにお聞かせいただきたいのは、20円をもし市が負担するとしたら、扶助費は幾らの増額になるのかという点ですが、これはいかがでしょう。

○（福祉）地域福祉課長

約3,600万円から約3,800万円の増額になります。

○高橋（龍）委員

約3,600万円から約3,800万円、これがさらに上乗せされてくるということですね。

ちなみに、その数字を算出した計算の根拠となっているのは、どのようなものになりますでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

回数券の販売が年間大体18万冊から19万冊になりますので、1冊当たりの市の負担額が200円増加しますので、先ほどの金額になります。

○高橋（龍）委員

現状の回数券の販売冊数から概算を算出したということで理解いたしました。

次に、先日の勉強会の中でも均一区間外運賃の説明がありました。以前からこの均一区間外運賃について課題があるとは聞いておりましたが、今後、見直しに当たりまして、この点も早急に解消すべき課題であるとは考えています。

現在、バス事業者で負担していただいているという状況ですが、本来、均一区間外運賃は事業者が負担すべきではないというふうにも考えます。原部としてのお考えはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

これにつきましては、市もしくは利用者が負担するべきものと考えます。

○高橋（龍）委員

本市としても事業者負担ではなく、小樽市ないしは利用者の方々に負担をしていただくことが適切であると捉えているということですね。

この均一区間外運賃については、申し上げたように、現状は事業者負担となっており、その金額は決して少なくないものと思います。ここ数年事業者からも早急な解決を要請されていて、この間協議を行ってきているというふうにも聞いております。

今年度何か具体的な進展のようなものはありましたでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

本年10月に中央バスにこの対キロ区間運賃の調査をやっていただきました。

○高橋（龍）委員

10月にバス事業者に調査していただいたということですね。

その調査を行ったことで金額、つまり事業者負担になっている部分の金額が示されたのであれば、お示しいただきたいと思うのですが、これは具体的に幾らぐらいだったのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

約950万円です。

○高橋（龍）委員

たしか昨年も調査をお願いしていたと記憶しているのですが、昨年の調査で出た金額はどれぐらいだったか、改めてお示しいただいてもよろしいですか。

○（福祉）地域福祉課長

約980万円です。

○高橋（龍）委員

本年と昨年のいずれも1,000万円弱の金額であるということですね。

これがいまだに現状でも中央バスの負担となっているということで認識していいか、これは確認ですが、よろしいですか。

○（福祉）地域福祉課長

そうです。

○高橋（龍）委員

いずれにしても、このいわゆる対キロ区間という部分の金銭負担のあり方というのは、市もしくは利用者が

負担するべきというふうにお考えを示していただきましたので、できる限り早目に解決していかねばならないと思っていますけれども、いつごろから解消するとかというお考えがあればお示しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）次長

現在、制度の見直しを検討しているところでございますけれども、今、既に事業者負担があるということを考えれば、今年度分からの解消を図らなければならないだろうと考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

今年度分から解消を図っていかねばいけないということで、お話をいただきました。

ここからは新しい制度に関して伺いたいと思うのですが、原課として見直し案を検討している、その最中に先ほど申し上げたような運賃値上げの話が出てきたわけですが、これによって改めて検討し直さなければならぬこともあると思うのです。

例えば、これから制度を見直して、その後、利用者に対しての周知期間を設けること、または事務手続含めた交付事務を考えて逆算していくと、どの時期までに結論を出さなければならないものと考えますか。そもそも論として、手続上間に合うものなのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

例年、制度変更のない場合でも新年度の回数券、周知ポスターの印刷の発注のほか、市民への周知、あと事業者の社内の掲示の準備など、そういったことがありますので、やはり結論は12月中には出さなければならない状態にはなっています。

○高橋（龍）委員

結論は12月中には出さなければいけないと。今のお答えの12月中ということを見ると、新年度から新たな制度にということは難しいとは思いますが、制度上、年度途中から変更を行うというような性質のものではないというふうにも思います。

つまり、最短であっても新しい制度、現行の制度ではなくて新しいものと考え、再来年度以降の変更というふうにご検討の可否を確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長

新制度の見直しの時期でございますけれども、地域福祉課長から答弁がありましたようにスケジュールの問題、周知や準備の問題もあります。バス運賃が20円上がったことに対する対応もあります。あと、制度の見直しに際していろいろと再検討しなければならないこともございますし、これに伴ってバス事業者とも改めて協議、調整しなければならないということも出てくるかと思っております。

こういうことを考えますと、令和2年度からの見直しというのは難しいかというふうに思っているところでございます。これから予算の議論とかもあるのですが、新年度については値上げ分について対応をして、制度見直し自体は令和3年度、再来年度からならざるを得ないかというふうな感じで思っているところでございます。

○高橋（龍）委員

では、最低限令和2年度は現行の形でペンドイングをし、できれば3年度から新制度に移行していきたいということですね。

やはりこの事業は、市民の直接利用する方だけではなくて、それを支える側の方々にとっても影響が大きくて、御高齢の利用者にとって重要な制度であるということはもちろんよく理解するものの、財政的な負担を考えるとやはり見直しは避けられないということも認識しています。

逆説的になってしまうかもしれませんが、時間的な制約がある中でも検討及び議論に関しては、できる

限り時間をかけて進めてほしいと思うのですけれども、この点について、最後に見解をお聞きます。

○福祉部長

制度の見直しに当たっては、できるだけ利用者のニーズに応えられることが理想だと思っています。やはり今、一番大きく課題となっているのは事業費の問題ですけれども、この事業費を圧縮するとどうしても利用者負担の増加、利用者の方にある程度の負担をお願いしなければならないということも出てきます。そのような中でも、できるだけ影響が少ない形で使いやすく、使う方が高齢者ということもございますので使いやすく、また持続可能な制度になるように、これからも勉強会を通じて引き続きいろいろと慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

このふれあいパス制度は、制度趣旨を考えたときに、御高齢の方の積極的な社会参加と言われているものであります。

しかしながら、その制度と利用の実態が少し乖離をし始めているかとも思いますし、そもそもふれあいパス以外の部分でも積極的な社会参加を促すことは制度としてもつくっていかねばいけない、考えていかねばいけないかというふうにも思っています。

ですから、これのみに依存するのではなく、やはり多面的な事業展開を行っていった上で高齢者の社会参加につながっていけばいいかと思しますので、そこは関連の福祉部の皆様の知恵をおかりして、今後さらに事業が進んでいけばいいなと思ひまして、お願いを申し上げて次の質問に移したいと思ひます。

◎幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化についてであります。

本年10月にいわゆる幼保無償化が行われまして、多くは経済的負担が減る中で、一部そうではない方が出てきたり、または保育士の不足に拍車がかかるといった課題も浮き彫りになってきていることと思ひます。

本市における状況について、幾つかお伺いしたいと思ひます。

10月以降無償化に当たって、入所児童の増加傾向が見られているのかをお示しいただけますか。

○（福祉）こども育成課長

認可保育所と認定こども園の保育所部分の入所児童数の推移と、前年度との比較で申し上げますと、無償化直前の本年9月1日現在の入所児童数が1,441名でございました。10月1日は1,463名になりまして、無償化の前後で22名増加したことになります。

昨年の同期との比較を申し上げますと、平成30年9月1日現在で1,436名、10月1日で1,444名となって、この30年度につきましては8名の増加でした。それを比較しますと、今年度についてはやや増加の傾向が見られたところでございます。

○高橋（龍）委員

微増傾向ということですね。

今、示していただいた傾向から読み取れる本市の状況及び全国的な傾向との乖離が見られる点などがあれば分析をお聞かせいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○（福祉）こども育成課長

ただいま申し上げましたとおり、9月から10月にかけての増加の数はやはり本年が上回っておりまして、少なからず今回の無償化の影響があったものかというふうにご考慮しております。

しかしながら、全国的に新聞などの報道で取り上げておられました極端に入所の申し込みが急増するといったことは本市においてはなかったものと認識しております。

○高橋（龍）委員

◎保育士不足について

それでは、保育士不足の観点で伺います。

先ほども質問がありましたけれども、これは全国的な課題であるとともに本市においても同様の傾向であった保育士の人手不足は、そもそも幼保無償化になる以前から慢性的に続いてきたものと思っています。

10月以降の状況として、こども育成課としてまたは市内の公立保育所の現場からの声としてどのような課題認識を持っていますか。

○（福祉）こども育成課長

今、委員がおっしゃったとおり、保育士不足は本市においても慢性的な傾向がありますし、今回の無償化に伴って入所申し込みが極端にふえたということではありませんので、保育士不足の状況がこの10月の無償化以降にさらに悪化したとは考えておりません。

しかしながら、現実としまして、必要な保育士数が確保できていないというのがありますので、それによって入所待ち児童も発生しておりますし、そのほか日々日中の保育業務におけます保育士一人一人の業務の負担感ですとか、それから事務作業のための時間外勤務がふえているということが公立の保育所においても課題であるかなというふうに認識しております。

○高橋（龍）委員

私のもとにも、民間の幼稚園、保育所の中でも保育士の確保がこれまで以上に激化していて、賃金のつり上げ合戦になっているケースも珍しくないという声も寄せられています。特に、1施設のみを運営するという法人においては、シフト管理の工夫により何とか回しているものの、やはりなかなかうまくいかないという切実な話も聞こえてきます。

ここで聞ききたいのですけれども、市立ではなく民間の幼稚園などからの人手不足の声というものは届いていますか。

○（福祉）こども育成課長

民間の幼稚園、保育所などから人手不足で市に対してどうにかしてくれというような直接的な訴えは届いてはおりませんが、市立保育所と同様に民間保育所などにおいてもやはり入所待ち児童が発生しております。その理由として保育士不足ということがあるというふうに確認しております。

○高橋（龍）委員

次に、本市として政策的に解消に向けた取り組みも期待されると思いますが、その点について過去に行ってきた潜在保育士の掘り起こし等の事業とは別に新たな施策を導入するお考えはありませんかというふうに聞こえていたのですけれども、実は先ほどの御答弁の中でお答えをいただいたので、それが資格を持たない人材の活用であるとか処遇改善ということだと、高橋克幸委員の質問への答弁で出ていましたので、こういう話になるかと思えます。

もし、補足があればお願いします。

○（福祉）こども育成課長

今のところ補足はありませんけれども、やはり今後、新年度に向けた予算編成の中で、いろいろと検討してまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

では、そのほか今回の幼保無償化に当たって、現状、市の把握している課題はどのようなものがありますでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

無償化に伴いまして、先ほど保育所での事務の話も申し上げましたけれども、私ども行政が処理しなければならない事務量もふえております。そのほか、各民間の施設においてもやはり無償化に伴う事務的な作業がふえていると認識しておりますので、そのことに向けた課題があるかというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

そうですね。やはり事務量の増加は、かなりの労務負担だとも思いますけれども、これは実際に非常に大きな負担になるものであって、人数を多くするないしは効率化を図るということではやはり解決できないかと思えます。

ただ、それらの解決に向けた道筋というのは、どのように考えているのかお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○（福祉）こども育成課長

行政側、民間においてもやはりそれを処理する人の手配ができれば一番いいとは考えておりますけれども、ただ、この無償化は10月から始まったばかりでございますので、現在、決定的な解決の見通しは立っておりません。民間施設での対応なども話をお聞きしながら、引き続き状況を見ていきたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

行政単独で解決できるという話でもないでしょうし、または道や国、そういったところとも連携が必要になってくるかと思っております。

また、人手が足りないから保育士の仕事が激務になって、さらに募集をかけても忙しいのでしょうとってなかなか募集が来ない、または処遇面が改善されていかないということ、それによって受け入れ可能人数がまた少なくなってしまうということで、経営側としてはさらに給料を上げることができなかつたりというふうに、現状は負のスパイラルのようなものに陥ってしまっているかと思えます。やはり、政策的にそれをどこかのタイミングで正の方向に転換できるような起爆剤になり得るような政策を考えていかなければいけないと思っております。

他市においては、公立の保育所を民営化するという動きなども出てきていて、既に幼児教育に関する事業を行っている事業者に対して業務委託するようなケースもあります。メリットとしては、やはり保育士の不足に当たって他施設からの融通などを、労務負担を軽減できるという側面もありまして、労働環境の向上にはつながるものと認識しています。

もちろん、他方で何かしらのデメリットが生じることも考えられるとは思いますが、いろいろな方策を検討して将来の小樽を担う子供たちの子育て環境の整備に取り組んでいただけたらと要望を申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

◎幼児教育・保育の無償化について

今の高橋龍委員の幼保無償化のことで1点だけお聞きしておきたいのですけれども、10月以降、延長保育の増加は見られるのでしょうか。

○（福祉） こども育成課長

無償化以降、延長保育に限って増加したというような話は直接聞いておりません。

○丸山委員

◎小樽市さくら学園について

次に、小樽市さくら学園についてお聞きします。

先日、ファミリーサポートセンターの方の提供会員の講座に行きまして、さくら学園の教員の話を書く機会があったので確認しておきたいと思うのですが、さくら学園はどういった方が利用するのか、そして利用までの経過についてもお答えください。

○（福祉） こども発達支援センター所長

さくら学園に通っている子供ですけれども、就学前の児童で、障害児あるいは発達のゆっくりな子供が通っておられまして、そこで日常の基本的な動作や集団生活への適応ができるようになどの指導を行っております。

通所に至るまでの大まかな経過としましては、保健所の 1 歳半健診や 3 歳児健診において発達のおくれに心配があるといったような児童について、保護者等の同意を得まして、こども発達支援センターに紹介がございます。そういったケースが大半ですけれども、そのほかに幼稚園、保育所からの紹介ですとか、最近ではインターネットを見て直接保護者がこども発達支援センターに相談に来るといったケース、さらには北海道大学病院や北海道立子ども総合医療・療育センターといった医療機関から地域で療育を受けさせたいということでの紹介といったようなケースがございますが、大半は保健所からの紹介ということであります。

その紹介があった以降、こども発達支援センターで面接をして、発達についての検査、評価を行います。その結果、療育が必要かどうかといった判断をします。療育が必要と判断しましたら、保護者の同意を得まして、療育を行う事業所につなげていきます。この療育は、通常は週 1 回から週 2 回の指導で始まるのですけれども、指導していく中で週 5 回といいますか、毎日の指導を行ったほうがいだろうという児童もおられますので、そういった子供についてはさくら学園を紹介して、さくら学園に通ってもらおうといったような流れになっております。

○丸山委員

障害を持っていらっしゃる子供は療育手帳とか、そういったものが発行されると思うのですけれども、さくら学園に入るに当たって、その手帳が発行されているということは要件になるのですか。

○（福祉） こども発達支援センター所長

療育を受ける際には、療育手帳や身体障害者手帳など、そういったものは必要ありません。

それとはまた別に、療育が必要かどうかという判断をさせてもらっています。

○丸山委員

現在のさくら学園の保育士などのスタッフは、何か基準があって配置されているのか。現在、何名児童が通っていらっしゃるのかについてお答えください。

○（福祉） こども福祉課長

まず、北海道の条例におきまして、人員や設備など基準を定める条例がございます。その基準に基づいて管理者 1 名、児童指導員及び保育士が 5 名、児童発達支援管理責任者 1 名を配置してございます。そのほかに基準外といたしまして、肢体不自由の子供や多動とか、他傷というのですけれども、ほかの子供に手を出したりするような子供などを見てもらうために、保育士の資格を持った方や保育補助員、そういう方を 3 名ほど基準外として配置してございます。そのほかに事務員や、送迎を行っておりますので送迎の運転手も配置しているところでございます。

現在通っている子供は、先月末現在で 26 名。ただ、現状は定員が 20 名ということでやっております。そうすると少し超えている部分はあるのですけれども、卒業、卒園する学年になると、小学校に上がるために並行し

て幼稚園に通いたいとか、あと定期的に病院が入っているなど、そういう形で、自動的にさくら学園に来ない子供がいらっしゃいますので、そこをうまく組み合わせて 1 日 20 名を超えない形で通っていただいています。

○丸山委員

1 日 20 名を超えないという今のお答えでしたけれども、広さ的な条件というのは、まだ上限までに余裕があるということによろしいのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

広さ等につきましても、同じように北海道の条例と同じ条例の施行規則におきまして、床面積等の基準が定められているところでございます。この基準に基づきまして、昭和 62 年に今の園舎が建っているのですが、改築しているのですが、その基準に基づいて建てたときは定員 30 名ということで建てておまして、実際見るときももう少し余裕を持っているのですが、そういうことを考えますと、現状基準は満たしているというふうに考えてございます。

○丸山委員

今後、さくら学園を利用する子供がもう少しふえそうとか、上限が危ないなとか、そういう心配はあるかどうかについて確認させてください。

○（福祉）こども福祉課長

まず、市内の就学前の子供の数で、そのうちさくら学園において療育を受けられた児童の割合は、これは多分いろいろな要素があると思うのです。先ほど申し上げた保健所の健診事業ですとか、保護者がいろいろな情報をインターネット等で入手できる。あと、今、市で指定管理なものですから、受託者もとても熱心にやっていますのでその辺の評判もあるのかもしれないのですが、その割合は、年々少しずつではあるのですが増加しております。

反面、人口の減少率、少しずつ人口は減っていっていると。そこを見たと、人口の減少率が大きいものですから、そこに通う方の割合が多少ふえていっても、今建っている建物の許容範囲を超えるような運営規模とかそういうことにはならないと考えてございます。

○丸山委員

現状の設備で対応が当面可能だということで、こういったさくら学園のようなところでケアをすることでその後の成長にすごく影響があるのだということをファミリーサポートセンターのお話の中でも学びましたし、小・中学生の不登校の母親のお話を聞く機会がありまして、やはりそういった適切なケアが必要になっているケースをきちんとつかまえて対応が必要だということを感じましたので、今後お願いしたいと思っておりますということを申し上げて、次の質問に移ります。

○いなきたコミュニティセンターの自動販売機におけるエナジードリンクの販売について

いなきたコミュニティセンター 4 階のいなきた児童館の受付の横に自動販売機があるのですが、私はよく使うのですが、たまたま先日コーヒーでも買おうと思って気がついたのが、エナジードリンクが入っていたのです。気になって周りの母親にも意見を求めまして、やはり気になるよねと。児童館、それから体育館も小・中学生が子供だけで来ることも多いのではないかと考えていて、入れかえを頼んだところです。

そういった状況で、エナジードリンクがどういったものなのかという説明をまずお願いします。

○（保健所）生活衛生課長

エナジードリンクとはどのようなものかという御質問でございますが、食品衛生法では清涼飲料水という分類がありまして、清涼飲料水とは、乳酸菌飲料、乳及び乳製品や酒精分 1 容量%以上のいわゆるアルコール飲料を除く飲料と定義されております。

したがって、いわゆるエナジードリンクといわれている、例えばレッドブルだとかモンスターエナジー等の

飲料は、食品衛生法による清涼飲料水に分類されると考えます。

○丸山委員

私が心配しているのはカフェインですが、エナジードリンクはカフェインの含有量が結構多いと思うのですけれども、このカフェインの過剰摂取について、厚生労働省や農林水産省でコメントが出ているのですが、それについては把握されていますでしょうか。

○（保健所）次長

カフェインの過剰摂取への注意喚起につきましては、国の関係機関では厚生労働省、農林水産省のほかに消費者庁、内閣府の食品安全委員会がウェブサイトで注意喚起を行っていることを把握しております。

○丸山委員

カフェインは普通に緑茶にも、紅茶、ウーロン茶などにも含まれていますけれども、エナジードリンクは炭酸飲料水、普通のジュースみたいなものと変わらない味でもあります。札幌などに行くと、自動車の車体に広告を印刷して、きれいなお姉さんが宣伝していたり、スポーツなどにもイメージをつけて、ファッションブルな感じで宣伝しているので、そのことで子供たちのエナジー漬けを心配しているところなのです。味もおいしいということで子供が飲み過ぎる心配がある。子供だけで利用する施設の自動販売機でエナジードリンクを販売するのは、私は少し問題があると思うのですけれども、そのあたりの見解をお願いします。

○（保健所）次長

エナジードリンクなどカフェインを一定量以上含む清涼飲料水につきましては、製造や販売事業者が会員となっている全国清涼飲料連合会というのがございまして、表示に関する自主的なガイドラインを作成しております。商品には「お子様、妊婦、授乳期の方やカフェインに敏感な方は飲用をお控えください。」との表示がされております。

ただ、今、委員がおっしゃっているように、子供たちだけが自動販売機で買うような施設において、こういった表示があっても効果があるかどうかについては不明だと考えておりますので、やはり子供たちだけが利用する施設の自動販売機ではエナジードリンク等のカフェインの過剰摂取につながるような製品は取り扱わない等の配慮が望ましいというふうに考えております。

○丸山委員

いなきたコミュニティセンターの4階のところですが、こちらの施設については、子供だけで使うということが想定されると思うのですけれども、このことについての見解をお願いします。

○（生活環境）次長

いなきたコミュニティセンターの児童館、体育館の利用につきましては、小・中学生だけで来館するという利用形態ももちろんあります。幅広い層に御利用いただいているというような実態でございます。

○丸山委員

子供だけの利用もあるということで、お願いですが、公共施設での販売、特に子供だけで利用することが想定される場所に自動販売機を置いているのですけれども、こういった自動販売機でのエナジードリンクの販売はやめてほしいと思っています。

例えば、いなきたコミュニティセンターなどでは指定管理になっていますが、市として指定管理者に自動販売機で販売される商品について、目を配ってほしいというような要請はできるのでしょうか。

○（生活環境）次長

いなきたコミュニティセンターの自動販売機につきましては、市や指定管理者が設置しているということではなく、一般社団法人小樽身体障害者福祉協会に自動販売機のスペースをお貸しして、2社の飲料会社が設置しているという形になっておまして、こちらの販売品目につきましては、基本的には飲料会社で決めているというのが実

態であります。

その中で、市の施設の管理上の問題や課題、利用者からのさまざまな要望等については、このことだけではないのですけれども、市と指定管理者の双方が連携して随時対応しているという形でございます。

この件につきましても、身体障害者福祉協会を通じて確認してまいりたいと考えております。

○丸山委員

いなきたコミュニティセンターだけではないのですよね。私はほかの場所も見ましたけれども、ほかの場所では自動販売機にエナジードリンクが多分なかったと思うのですが、目を配ってほしいということと、市民からの要望については適切に対応していただけるということでしたので、お願いを申し上げまして、次の質問に移りませう。

◎子育て支援について

子育て支援についてですけれども、初めに、小樽市の出生数について、2015 年以降の人数をお示しいただきたいと思ひます。ことしの分も、直近のデータで何月時点で何人という形でお願ひしたいと思ひます。

○（保健所）保健総務課長

本市の出生数についてですが、厚生労働省の人口動態統計に基づいて説明します。

平成 27 年は 598 人、28 年は 512 人、29 年は 544 人、30 年は 480 人、本年ですけれども、10 月までの速報値ということですが 361 人となっております。

○丸山委員

2018 年に 500 人を切って、ことし 10 月までで 361 人ということなので、500 人に届くには少し難しいというところで危機感を感じますが、子育て支援の窓口を一本化するというお話がありました。改めて、これについてお示しください。

○（保健所）健康増進課長

ただいま御質問のありました計画につきましては、令和 2 年度中に保健所内に子育て世代包括支援センターを開設しまして、子育て支援の相談窓口一本化の機能を担うこととしております。

○丸山委員

設置が予定されている場所、その目的、それから予定される人員の配置などもお示しください。

○（保健所）健康増進課長

開設場所でございますけれども、保健所の 2 階のスペースというふうに考えてございます。

設置の目的でございますが、現状さまざまな部署が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ相談窓口を設置しまして、切れ目のない支援を行うということを目的にしてございます。

予定されている人員でございますけれども、専任の保健師 1 名と利用者支援専門員 1 名というふうに想定してございます。

○丸山委員

保健所内に設置されるということで、例えば保育所の入所についてですとか、そういったことの手続はどうなるのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

ただいま、相談窓口の一本化ということで説明さしあげたのですが、現在、保育所の入所に関しては子育て支援室でやっておりまして、そこについては包括支援センターができて変わらないうふうに考えてございます。

ただ、入所の手続をする前に、例えば保育所の手続の仕方であるとか、どういうところに保育所があるかというような相談をまず一時的に相談窓口でお受けするというような体制を考えてございます。

○丸山委員

相談については、一本化できるということだと思ひます。

今、地域子育て支援センターというのが市内に複数カ所ありますけれども、そういったものの違いがあればお願いします。

○（保健所）健康増進課長

地域子育て支援センターとの違いについてでございますけれども、この子育て支援センターは交流機能が主というふう考えたとすると、包括支援センターは専門職による相談機能の充実を図ることというふうを考えてございます。

また、関係機関との連携を図って切れ目のない支援を行うということが、子育て支援センターとの大きな違いだというふうと考えてございます。

○丸山委員

もう少し具体的に、市民のどのような質問や要望に応えることができるというふうを考えているのか、あと、対象の子供の年齢というのはどれぐらいまでを想定しているかお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

包括支援センターを開設した後どのような相談などがあるかということでございますけれども、想定される相談といたしまして、妊娠期であれば母体の身体管理のことから、出生後に関しましては子供の成長・発育、または病気について、あと子育て情報、先ほど御説明しました保育所や幼稚園の情報とか、子育て全般に係る相談が来るのではないかとこのように思っております、これについて専門職が相談に対応するというのを考えてございます。

○丸山委員

やはり、保健所に設置されること、そしてスペースの関係もあると思うので対応が難しいということだと思うのですが、子育て支援については利用者支援員という方がいらっしゃるということで、相談の一本化ということでは充実していくかと思うのですが、やはり保育所の手続にしても移動しなければいけないであったり、課題もあるというふうに思いました。

私が厚生常任委員会の視察で座間市にお邪魔したときに、こちらではもう既に福祉保健担当と、それから子育て支援担当が子育て世代包括支援の窓口を両側から挟むようにしてつくられていました。たまたまこちらの市では保健所の関係が市庁舎内にあったということと、別の部署が別棟に移動するというようなラッキーというか、そういうことが重なってできたというふうに言っておりましたけれども、やはり相談の窓口だけではなくて、実際にそこで手続きできるとか、母親が子連れで動かなくていいとか、そういったことにもつながっていくといいなと思っています。

それで、また別の話になってしまいますが、市庁舎別館の建てかえの案も出ています。こういった今後の、何十年というスパンになりますけれども、流れの中で必要性も議論されていくと思いますが、こういった市民のニーズに合ったつくりというのをお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○（保健所）健康増進課長

済みません、先ほどの委員からの質問に対して、少し答弁漏れがありました。

包括支援センターの対象となる子供の年齢はどれぐらいでしょうかという御質問がありまして、お答えするのを忘れてしまいました。

包括支援センターが対象とする子供は、おおむね就学前までの子供というふうと考えてございます。申しわけございませんでした。

○丸山委員

もう一つ、座間市に伺って、座間市の子育て支援のメニューの中にざまりんすくすくギフトというものがあるのですが、要するに生まれた赤ちゃんに、赤ちゃんのためのグッズを市としてプレゼントしようという事

業なのですが、1歳までの間に1回だけ利用することができるということで、紙おむつ等育児用品支給事業ということでやっていました。公認キャラクターを起用しまして取り組んでいたものですが、小樽市では、現在、新生児向けに何かこういった贈り物をする事業はありますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

小樽市での取り組みにつきましてお答えいたします。

小樽市では、ブックスタート事業といたしまして、保健所で10カ月健診のときに待合室で親子一人一人に対して対面で本の読み聞かせを行って、健診が終わった後にその絵本を2冊プレゼントするというのを行っているのと、新生児への指定ごみ袋ということで、こちらは可燃ごみ用ですけれども、そちらの20リットルの袋を最大200枚、出生届にいらっしゃった窓口でお渡しするか、または翌月に自宅へ送付するかという取り組みを行っております。

○丸山委員

私の下の子が多分ブックスタートでいただいたと思います。活用させていただきました。背表紙が破れるくらい読み聞かせした記憶があります。

それから、ごみ袋も結構な枚数を送っているのだと思うのですが、このごまりんすくすくギフトでは平成29年からの事業で、1万円分のプレゼントをします。内容については、おむつだったり、お尻拭きだったり、スキンケア用品の消耗品が中心なのですが、意外にも人気があるのがおいが気にならないおむつ専用ごみ箱で、買うと3,850円ということで少し値が張る、だけれどもあったらうれしいという、こういったものを組み込んでいるということです。

さらに、市が子育てを応援しているよといったメッセージをぜひ届けたい、わかってほしいということでハンドタオル、これもキャラクターのついたハンドタオル。使っていただくたびに、あのときもらったなというふうに思い出してほしいという工夫をしています、ということです。

平成29年は申請数869件、対象者に占める割合が95%、30年が申請数1,003件、割合が98%ということで、ほとんどの方が利用されている、窓口に来たときにこの申請についても御案内をしているということで、あらゆる工夫を、市が応援しているということを伝える工夫をしていると思っています。

さらに、道内でもコープさっぽろがこういったファーストチャイルドボックスというものを2018年4月から始めて、ことし9月で御利用になったのが1万人になったということです。聞いてみましたら、小樽市でも133件の御利用があったということで、全部の母親たちがコープさっぽろを利用しているわけではないというのも考えると結構広く利用されていると思うのです。

それで、小樽市ですけれども、ごみ袋はとてありがたいものですが、このブックスタートとごみ袋以外にこういった事業を何かやりたいというか、やろうというか、そういったことはあるのかどうかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援室長

生まれた子供にプレゼントをお送りするというのは、確かに市が子育てを応援するというメッセージになると思います。小樽市では、そういう意味では絵本とごみ袋が、今のところ生まれた子供の子育てを応援するというメッセージとしてお伝えしている部分でございます。

ごみ袋をお渡しするのは、その子育てする保護者にとって、紙おむつの処理とかおむつシートの処理に大変役に立つものであると思っておりますし、ブックスタートも親子の絵本の読み聞かせのきっかけになるものとして、私は非常に重要で価値のあるものと思っていますので、小樽の子育ての保護者にはよい印象を持たれているかというふうには思っております。

確かに、お金とか物を給付するというのも一つ大切な子育て支援だとは思いますが、今までの子育てのアンケートなどでも、そういう声よりも、やはり子育て環境の充実という部分に大きな声が寄せられておまして、それを先ほどからの保育士がいないということでの保育環境の整備であったり、また、子育て親子の交流の場とか、い

ろいろな子育て環境の充実というのはこれからとても大切にしていかなければいけない部分ですので、そういう意味で贈り物をお送りするという部分も大切ですが、子育て環境の整備に少し力を入れて頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

○丸山委員

ざまりんすくすくギフトの説明をいただいたときに、なるべく市の事務負担が軽減されること、お金がかかるのですが、印象的であること、市が子育て支援を頑張っているということ的印象づけられること、そして、タオルではないですけれども、たびたび思い出してもらいたいという、そういったソフト面で贈るのも結構興味深かったので、やはり、どのような事業でもそうですが、やるからには市民の方に最大限評価していただけるようなやり方をお願いしたいと思います。

◎小樽市立病院について

次に、小樽市立病院の関係で、きのうも予算特別委員会で川畑議員がお聞きしていますけれども確認をさせていただきます。

看護師不足によって ICU でしたか、休床につながって患者の受け入れを断わらざるを得ない状況になったということがありました。住民の方のニーズに応えられなかったという意味でも、あるいは経営上の関係でも残念なことだと思います。

それで、退職する看護師の理由についてもお聞きしています、このときにもお答えはいただいていますけれども、例えば子育てだったり、介護だったりということでやめていかれる看護師がいる。一方で、看護師不足が問題になっているという中で、働いている看護師とその上司の方が面談する機会というのはあると思うのですが、この頻度について、そして上司と面談する相手はどういった方なのかということをお示してください。

○（病院）事務課長

看護師の面談の状況ですが、人事評価の面談としまして年に 2 回実施しております。面談は、主査職の看護師、一般職の看護師の面談を課長職である看護師長が個人面談を行っているという状況です。

○丸山委員

年に 2 回、主査職の看護師について課長職の師長が面談する。一般の看護師についての面談はいかがなのでしょう。

○（病院）事務課長

一般職の看護師につきましては、課長職の看護師長が面談を行っております。回数は 2 回であります。

○丸山委員

そういったその面談の中で、人事評価についての自己評価ですとかそういったお話になると思うのですが、そういった面談の中で子供がそろそろ小学校に上がるとか、あるいは、今、介護中だけれども先々このように考えているとか、もしかしたら退職も考えているのだけれどもみたいなそういった話は出てこないのでしょうか、お聞かせください。

○（病院）事務課長

病院からといいますか、上司から退職等について聞くことはありませんけれども、看護師の中で困っていることであつたり、悩んでいることがないかという確認は行ってはおります。その中でそういう話が出てくるケースについては、何が問題かということを確認して、その解決に向けて情報共有ですとか、それに向けて取り組んでいくという形をとっております。

○丸山委員

退職するほうとしても、やはり自分がお世話になった職場であつて、その後の引き継ぎをどうするのかということを考えるのは普通かと思っておりますので、確認の意味で質問させていただいたところです。

看護領域の専門性を生かすことのできる職場環境づくりとして、例えば雑務の負担軽減等ということで挙げられているのですけれども、現状はどういった課題があるのかという捉え方をお聞かせください。

○（病院）事務課長

看護師の雑務等の負担軽減ですが、これにつきましては、看護助手の雇用や派遣職員による看護補助者の確保により負担軽減を図っているという状況になります。

○丸山委員

働きやすさというのはさまざま要因があるので、いろいろな取り組みが必要だと思います。先ほど有給休暇の取得状況についてもありました。8.4 日というのは、私としては少ないと思います。ただ、では有給休暇をもっととらせたらどうですかと言ったところで、現場が厳しくなるというのはわかっています。根本的な問題は、医師不足もそうですけれども、看護師の人数がまず足りないということで、市としてやらなければいけないことはやっていかなければならないと思いますが、国の、あるいは道の政治も変わっていかなければならないのだなという認識をしております。

ただ、やはりそうはいっても働く人が余りにも過剰な労働環境にならないようにということをお願いを申し上げます。

では最後に、看護師の働く職場環境の見解をお願いします。

○（病院）事務課長

看護師の方がなかなか有給休暇もとられないという状況につきましては、できる限り看護師の採用であったり、そういう不足を補えるように、今後も P R 等を行って、看護師の確保等に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 04 分

再開 午後 4 時 25 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○丸山委員

日本共産党を代表して、継続審査中の陳情第 2 号及び陳情第 3 号の採択を主張し、討論します。

まず、陳情第 2 号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

小樽市の出生数の減少はとどまるどころを知らず、2018 年はずいぶん 500 人を切りました。ことし 500 人を回復するその様子は見られません。子育て支援は考えられる限りの方策が求められています。その一環として医療費の助成拡大が待たれています。

陳情第 3 号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。

朝里まちづくりセンターは、東小樽から朝里・新光地域に暮らす皆さんの利用を想定し、建設を目指していると聞いています。例えば、朝里地域に住む学生が朝里中央病院のロビーでなくまちづくりセンターを利用できる環境をつくれば、地域住民との新たなつながりができるのではないのでしょうか。こういったことも期待して早期の建設を求めます。

詳しくは、本会議で述べますが、各会派委員の皆様の賛同をお願いし、討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 3 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第 2 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。